

平成23年五條市議会第4回12月定例会（第3号）

日 時 平成23年12月9日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

| 順 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 答弁を求める者 |
|---|---------|---|---------------------------|
| 7 | 大 谷 龍 雄 | <p>1 豪雨災害の救援・復旧等の取組状況について</p> <p>(1) 救援について</p> <p>ア 被災状況の再確認について</p> <p>イ 災害弔慰金について</p> <p>ウ 災害障害見舞金について</p> <p>エ 災害援護資金の貸付けについて</p> <p>オ 五條市災害見舞金について</p> <p>カ 被災者生活再建支援について</p> <p>キ 五條市に寄せられた義援金の配分について</p> <p>ク 奈良県から五條市に配分された義援金の配分について</p> <p>(2) 復旧について</p> <p>ア 大塔町内における県道235号線の復旧工事について</p> <p>2 ごみ処理の広域化について</p> <p>(1) 五條市の加入後におけるごみ処理広域化事務について</p> <p>ア 一部事務組合への五條市の議員の選出等について</p> <p>(2) 五條市の姿勢について</p> | <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> |

- 第二 選第 二号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について
- 第三 議第六十四号 水力発電交付基金条例の制定について
- 第四 議第六十五号 五條市行政組織条例の一部改正について
- 第五 議第六十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第六 議第六十七号 五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について
- 第七 議第六十八号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第八 議第六十九号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について
- 第九 議第七十号 南和広域医療組合の設立に関する協議について
- 第十 議第七十一号 平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について
- 第十一 議第七十二号 平成二十三年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十二 議第七十三号 平成二十三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十三 議第七十四号 平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について
- 第十四 議第七十五号 五條市税条例の一部改正について
- 第十五 議第七十六号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十三名）

| | | |
|---|---|---|
| 一 | 福 | 塚 |
| 二 | 山 | 口 |
| 三 | 吉 | 田 |
| | 雅 | 耕 |
| | 範 | 司 |
| | | 実 |

欠席議員（二名）

市長
 副市長
 教育長職務代行者
 市長公室長
 総務部長
 都市整備部長
 生活産業部長
 健康福祉部長

太田 好紀
 丸谷 昭典
 樫内 成吉
 吉田 辰雄
 下村 洋次
 森本 三三
 櫻井 三三
 森本 三三
 健康福祉部長

十三番
 土井 康嗣

四番 堀川 浩美
 六番 川村 家廣
 七番 藤村 美恵
 八番 池上 輝雄
 九番 益田 吉博
 十番 山田 澄雄
 十一番 峯林 宏政
 十二番 花谷 昭典
 十四番 大谷 龍雄
 十五番 田原 清孝

事務局職員出席者

上下水道部長 辻 本
消防長 窪 口
会計管理者 町 正
西吉野支所長 小 美
監理管財課長 新 健
企画財政課長 福 勝
秘書課長 菊 眞
庶務課長 上 孝
 谷 眞
 谷 眞
 塚 彦
 井 夫
 窪 夫
 口 夫
 正 夫
 佳 夫
 秀 夫
 司 夫

事務局長 乾 旬
事務局次長 藤 光
事務局係長 笹 谷
 馬 場
 柳 瀬
 五 美
 由 美
 子 子
 美 子

午前十時零分再開

○議長（川村家廣） ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確に願います。

一般質問は申合せのとおり、全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、一般質問の時間は質問と答弁を合わせて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力を願います。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄質問席へ〕

○十四番（大谷龍雄）それでは議長の許可をいただきまして、質問をさせていただきます。

まず最初に大変な豪雨災害によりまして多くの皆さん方が被災に遭われたわけでありまして、心からのお見舞いとそしてお悔やみを申し上げます。次第でございます。

まず一番、豪雨災害の救援・復旧等の取組状況についてでございます。その（一）救援について、そのア、被災状況の再確認についてというところから入ります。御存じのように九月議会では災害の救援・復旧等の予算が可決されたわけでありまして、被災された皆さんの数字が九月議会の一般質問で理事者が答弁された数字と、この十二月議会での市長の市政報告と議案説明の中で述べられた数字とちよつと食い違いますので、まず最初この点から質問をいたします。

死者・不明者は、九月議会・十二月議会とも十一名ということで一致しているわけでありまして、家屋全壊の数は九月議会では二十三であったのが、この十二月議会の市長の市政報告では十七と減っていますね。そして半壊も九月議会では六であったのが、この議会では二に減っております。一部損壊が九月議会ではゼロであったのが、この議会では一ということが増えております。床上浸水が九月議会では四であったのが、この議会ではゼロとなっているわけですね。床下浸水は九月議会ではゼロであったのが、今回は五と、こういうふうに数字が増えているわけでありまして、この

重要な被災者の皆さん方の被災状況の数字の変わった理由はどこにあるのか、ちょっと詳しく答弁いただけますか。

○議長（川村家廣） 吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

被害状況の差でありますけれども、当初は緊急を要するということで、目視で行ったものでございます。その後やはり精密な調査が必要でございまして、税務課の調査班がそれぞれ出向きまして、基準に基づき調査した結果、正式なものであるということで訂正をさせていただいたものでございまして、今おっしゃられましたとおりの建物被害の状況でございます。

違いにつきましては、そういった理由によるものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 正確な調査ということですからけれども、やはり救援の対象が少なくなったということは大変被害に遭われた皆さん方からすれば残念なことになりますので、今回質問したわけでありまして、

次に進みます。

イの災害弔慰金についてでございますけれども、御存じのように、九月議会では三千二百五十万円予算化されました。この弔慰金の支給の基準といえますか、それにつきましては、亡くなられた方、三箇月以上の行方不明者で世帯主の場合は五百万、それ以外の方は二百五十万ということになるわけですが、この点についてこの間取り組まれた中での救援支給結果状況を答弁いただけますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問に自席から失礼をしてお答えをさせていただきます。

災害弔慰金につきましては、災害により死亡された方の御遺族に対し災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給いたします。生計維持者が死亡した場合は五百万円となり、五條市におきましては四名の方がおられます。このうち一名の方に五百万円を既に支給いたしました。また、その他の者が死亡した場合は二百五十万円となり、計六名の方がおられます。そのうち五名の方に二百五十万円合計千二百五十万円を支給いたしております。

なお、この法の規定に基づき行方不明者におきましては三箇月を通過した時点で死亡したものとみなすためにこの手続きに関しましては十二月五日より行うことができますので御遺族と協議しながら進めてまいります次第でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 三箇月以上の方の支給させていただく取組はこれからだということですが、それ以外の方は六名おらんやけども、五名しか支給できてないという、このまだ支給できてない方がおられるという、この辺の事情はどういう点ですか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えいたします。

基本的にはまず弔慰金につきましては亡くなった方ということでお支払する予定しております。まあ先ほど説明したとおり一名の方、あるいは六名の方にはお支払いしておりますが、まだ四名の方が安否確認ができておりませんので、三箇月を待っているとございます。ただ、お話しはもう既にさせていたしております。ただ相手の方の心情等もございまして、確認出来ないにそういうお話しはやめてくれ、とそういったお話もございましたので、今はまだ行っておりませんが、三箇月を過ぎましたので当然これからは相手方に対して交渉させていただいてお支払をするという予定になっております。以上でございます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 最初の答弁では亡くなられた方が合計で十名になりますわね、答弁によれば。

そして五百万円の対象の方が四名やけどもまだ一名しか支給させてもろてないと。二百五十万円の対象の方が六名やけど五名しか支給させていたでない。行方不明者はこれからだということだったんですけれども、ちょっと今の答弁混雑しているようですけど、もう一度お聞きしますよ。現在で死亡確認された方の人数は何人で、そのうち五百万円の対象の方が何人で何人に支給をさせていただいたのか。そして二百五十万円の対象の方が何人で、何人に支給済みなのか。そして行方不明者は何名で支給の状況はどうなのかと、ちょっと正確に答弁してもらえますか。

○議長（川村家廣） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

先ほど説明させていただきましたが、生計維持者より世帯主が四人おられます。四人のうち一名が発見されておりますので一名の方にお支払を済ませております。あと六名の方がその他いわゆる生計維持者以外、その他の方でございますのでその他の方は六名おられます。六名のうち五名をお支払いさせていただいておりますので、生計維持者が三名それと配偶者が一名の四名につきましてはまだ以前安否確認が行われていないということです。

ただ先ほど言いましたように死亡者が十一名というようなお話もありましたが、一名の方は十津川でございますので、十津川の方で弔慰金が支払われるということになっておりますので、五條市の場合は対象者は十名ということでございます。以上でございます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） はい、そしたら答弁は亡くなられた方と行方不明者を併せて答弁されてということになりますね。

そして理由としては残ってる方の理由としては先ほど言われたとおりだということですが、まだ受け取れないというその被災者の遺族の方の気持ちにはこれらもつともなことだということのように思いますけれども、しかし将来を考えますと大変厳しい人生も待つておりますからね、やっぱりその辺はやはり粘り強く接触されて本当に気持ちよく受け取っていただけのような目標で頑張っていたきたいというように思います。一名は十津川の方と言われておりましたけれども、今までお聞きする中でもう一名五條外の大阪の方もおられたということですが、この十津川の方も大阪の方も五條の大塔で亡くなり行方不明になっておられる方ですから、やはり相手の自治体との連絡の責任を五條市が持っていたいて、結果として弔慰金が支給されるようにする責任が五條市にあると思いますけれども、十津川の方、大阪の方にはその辺の責任を果たしていただいているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えします。

当然のように弔慰金のごさいますので十津川と協議をさせていただきます、十津川の方で対応することになっております。以上でございます。神戸の方になるわけですが、この方につきましては大塔で住居を居しておったような感じの形でこちらの方で勤めておりましたので、五條市の方で配分をさせていただきました。以上でございます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） それでは次にいきます。

ウの方ですね。災害障害見舞金についてでございますけれども、この予算額は二百五十万円でありまして、支給の基準は御存じのように、これは五條市の見舞金の条例に基づいて支給させていただくことになりまして、住家全壊の場合は五万、住家半壊の場合は二万五千円、床上浸水の場合は二万五千円という基準ですけれども、この支給の状況をちょっと答弁いただけますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えいたします。

通告のウについての災害障害見舞金じやなしにオの五條市災害見舞金ということで答弁をさせていただいていいわけですか。（「そうです。」の声あり）そうですね。それでしたらちよつと順番違いますが、オの五條市災害見舞金について答弁をさせていただきたいと思えます。この五條市災害見舞金につきましては、五條市災害見舞交付金要綱に基づき暴風・豪雨等の自然災害により住家に被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害見舞金を支給することによって、市民の福祉及び生活の安定の一助にすることを目的としたものでございます。この内容は住家全壊、全流失世帯におきましては、五万円、十七世帯合計八十五万円が該当いたします。また、住家半壊世帯におきましては、二万五千円で二世帯合計五万円が該当するところでありま

す。なお、手続きが済まされた方から順次支払を開始しております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。
○十四番（大谷龍雄） そしたら先ほどの被災再確認の中の数字を基に支給していただいているということになるわけでありませうけれども、そしたら、床下は該当してないということになりますわね、これ。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の御質問にお答えします。

この住家に被害を受けた世帯の世帯主に対してということでございます。その中で床上浸水については該当はないと、あくまでも全壊が十七、半壊が二ということでございますので、その分について対象としております。以上でございます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） その次に移ります。

先ほどちよつと間違つて申し訳なかつたんですけれども、それではウの災害障害見舞金というところに行かしていただきます。これは予算が二百五十万円、この基準は今回の災害によりましてそれが原因となつて障害になられた方でありませうけれども、最高二百五十万円、その他百二十五万円というところでありますけれども、この取組の状況聞かせていただけますか。

○議長（川村家廣） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えを申し上げます。

災害障害見舞金につきましては、災害による負傷・疾病・精神または身体に著しい障害となつた場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災

害障害見舞金を支給するところでございますが、今回の災害におきましては該当者が不在状況でございます。以上でございます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） そしたら次に行きます。

エの災害援護資金の貸付けでございますけれども、この予算が三千五百万予算化していただきましたね。支給の基準は住家全壊の方が三百五十万、それ以外の方が半壊の場合は二百七十万というような基準でありますけれども、この点については皆さん方の申込みがどういう状況になっているのか
答弁いただきたいと思えます。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

災害援護資金の貸付けにつきましては、災害により負傷または居住していた家屋、家財の損害を受けた方に関して生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度でございます。その貸付けの内容につきましては被災状況によって異なり、最低百五十万円から最高三百五十万円の範囲であり、利率及び償還期間は年利三パーセントで十年償還となります。またこの対象世帯といたしましては、一、世帯主が被害により、その療養に要する期間が概ね一箇月以上の場合。二、家財の三分の一以上の損害。三、住居の半壊または全壊であります。現在のところ申請はいただいておりませんが、十二月二十八日の申請期限に向けて対象者に周知を今しているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 被災受けられた方はやっぱりいろんなことで精神的にもまだまだ不安定な状況にもありますので、やはりこれも親切に粘り強くやはり説明を早めさせていただくことが必要じゃないかなというふうに思います。

それでは次に行きます。次はカの被災者生活再建支援法に基づく支援です。これは奈良県が窓口になっているというふうに聞いております。したがってまして五條市の予算には挙がっておらなかったわけでありまして、支給させていただく基準は住家全壊の場合は百万、大規模半壊の場合は五十万、そして法律では対象にはなっておらなかった半壊ですね、この半壊の場合も県独自の予算化で二十五万から七十五万支給させていただくというところが決まっております。そして住居建設購入の場合は二百万、補修百万、賃貸で家を借りて住まれた方には五十万というふうに大まかな内容なわけですから、こういう基準になっておるんですけれども、これの支給状況をちょっと答弁いただけますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

被災者生活再建支援につきましては、災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものであります。

その対象となる世帯につきましては、一、住宅が全壊した世帯。二、住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じその住宅にやむを得ず解体した世帯。

三、災害による危険な状態が長期間継続している世帯。四、住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯が対象となります。

また支給額につきましては基礎支援金と加算支援金があります。まず基礎支援金につきましては住家全壊が百万円。住家解体世帯に百万円。長期避難世帯に百万円。大規模半壊が五十万円となっております。なおこの制度において長期避難世帯の認定は県で行うため、義援金の長期避難期間とは異なるとなります。次に加算金についてですが、これは基礎支援金が支給された方であって、かつ住宅の再建のために住宅を新たに購入または建設する場合に二百万、補修する場合には百万、民間の賃貸住宅への入居は五十万円が加算されることになっております。この制度につきましては県と連携しながら対象者の支援に向けて手続きを進めてまいる所存でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） あれですか。

災害発生からもう三箇月以上たっているわけでありまして、現在の時点では今の答弁ではこの生活再建支援法に基づく支援はまだ一件も五條市内の被災者の皆さん方には支給されてないと、その支給決定もされてないということになりますね、今の答弁によると。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えします。

この支援制度につきましては、当然県を窓口から市から県、県を通じて申請をするわけですが、今年の三月に大きな東日本大震災がございまして、非常に多くの方がその対象になっておるといことで、事務的にもふくそうしておるといことを聞いております。まあ期間的には十三箇月という期間でございますので、その間に当然調整をしていくということでございますので、我々についても県の方と早急に対応して行きたい、このようには思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） 五條市内の被災の皆さん方への説明はもうされてると思えます。

けれども、やはり今答弁いただいた災害弔慰金からずっと支給の状況を見ますと、死亡くしても最高は五百万、家全壊しても建て替えるに必要な費

用はなかなか支給されていないわけでありますからね。これがやはり国の財政的な事情もあるということですから、これはやっぱり被災者の皆さん方に幅広く、詳しく説明させていただいて県・国にもやはり働き掛けていただくと、これが必要ではないかなというふうに思います。

次行きます。議長、次キになるんですけども、ちょっとキを後にさせていただいてクを先にさせていただきたいと思しますので、よろしく。

それでは、次に奈良県から五條市に配分された義援金の配分でございますけれども、これは一次分と二次分というように分けられているというふうに聞いております。したがってまず答弁いただきたいのは一次分は幾ら五條市に配分されて、その支給の基準と支給の状況を答弁いただきたいと。その次は二次分が既に五條市で配分されていると思えますけど、その金額とそして二次の配分の基準ですね。それを答弁いただけますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

奈良県からの義援金は奈良県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会、NHKの奈良放送局の四団体からのものでございます。十一月二十二日現在で、三億六千九百七十七万七千九百九十九円、そのうち本市は一億八百七十五万円の義援金を頂戴することとなっております。既に十一月中に本市の方から第一次配分の手続きを終えており、配分対象者及び配分額につきましては人的被害として死亡・行方不明者一人当たり百万円、重傷者一人当たり五十万円、住家被害として全壊世帯に一戸当たり百万円、半壊の世帯には一戸当たり五十万円、床上浸水には一戸当たり二十万円となっております。ちなみに本市には床上浸水はございません。額的に申し上げますと一次配分で支払させていただきましたのは死亡・行方不明者十人で一人当たり百万円、そして重傷者二名に百万円、全壊十七戸で一件百万円、合計として一千七百万です。それと半壊二戸百万円。以上、全壊・半壊及び死亡者ということで合計二千九百万円を第一回の配分で支払をさせていただきました。以上でございます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 奈良県から配分された第一次の義援金は私がお聞きしているのは、三千七百八十万円やったと思うんです。

五條市に配分されたのは。しかし現在の支給済み額は今答弁にありましたように二千九百万ということになりますわね。これはやはり配分基準と額があつて、それに基づいて支給されているわけでありますけれども、幾らか余りましたわねこれ、二千九百万しか使っていないから。三千七百万から二千九百万引いたらね、この件は今後どう支給させてもらうのか、考え方をちよつと答弁いただけます。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

この数字が変わりましたのは先ほど市長公室長が説明したように、当初の人数を県の方に報告してありましたので、三千八百万のお金が配分としてあつたわけでありませけれども、現状確認させていただいて戸数もはっきりいたしましたので、二千九百万という形になったところでございます。後の残りにつきましては当然二次配分等も含めまして県の方で配分をいただいておりますので、その二次配分の中で配当させていただくということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） それでは県から配分された五條市への二次配分はもう下ろされてると思えますけれども、幾らなのか。

そして、その支給はまだやったら、まだやたらと言うよりもその支給の基準と支給の状況をちよつと聞かせてもらえますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えいたします。

二次配分につきましては、県の義援金受付期間が十月三十一日に終了したこともあり、十一月二十五日に第二回の義援金配分委員会を行い、人的被害等住家被害を対象にした一次配分から、長期避難世帯、両親のいずれか一方を亡くした児童・生徒、要介護・重度障害・特定疾患の方にまで対象者の幅を広げております。配分額につきましては、まず人的被害として死亡・行方不明者に一人当たり百五十万円、住家被害として全壊世帯一人当たり百五十万円、半壊世帯には七十五万円、床上浸水世帯には三十万円を第一次配分から上乗せいたしております。二次配分では更に新たに長期避難世帯として長期避難の状況にあり、当面は自宅に戻る見込みのない世帯には五十万円、避難期間はあつたが既に自宅に戻っている世帯には二十五万円が加わりましたが、本市では迅速にとの観点から第一次配分で行う予定でございます。金額的には二次配分につきましても先ほど言いましたように百五十万円十件、それから重傷者一名に百五十万円、それから全壊世帯に百五十万円、判壊世帯は七十五万という形でお支払をさせていただきます。以上でございます。この配分につきましては今調整中でございますので受付を申請していただいて年内ではお支払いできるように、今、手続きを踏んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） かなり二次配分では被災に遭われた皆さん方の支給額が増やされている点と、幅も広げられたということで大変努力いただいているというふうに思えます。

ひとつこれも申請制度と申請に基づきということらしいですんでね、やっぱり皆さん方への説明を早くしていただいて申請も早く手続きを済まして

いただいて、被災に遭われた方は、正月はあっても同じような状況かも知れませんけれどね、やっぱりこれからお金の入り用はまだまだ続いていきますから。ひとつできれば年末までに支給させていただくように頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは次に行きます。次は五條市に寄せられた義援金の配分でございます。これについてもひとつ現時点での寄せられた義援金の総額、そして支給基準とその支給の取組の状況を聞かせていただきますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えをいたします。

五條市台風十二号災害の義援金につきましては、九月十二日から受付を開始し、十二月三十一日までの受付となっておりますが、十二月二日現在で、五千二百一十一万六千九百九十四円の尊い真心の御支援が全国各地から寄せられています。市ではこうした皆様の温かな志を一刻も早く被災者の皆さんにお届けすべく、去る十一月二十八日第一回五條市台風十二号災害義援金配分委員会を開催し、迅速・公平・透明性を基調に配分対象者及び配分額を決定していただきました。配分につきましては第一次と第二次の二回に分けて、今月中に第一回配分の申請手続きを開始する予定でございます。第一回配分の内訳といたしましては死亡・行方不明者に一人当たり五十万円、重傷者一人当たり二十五万円、住家全壊世帯一戸当たり五十万円、半壊世帯には二十五万円、また長期避難世帯を対象に避難指示の発令により二箇月程度以上避難していた世帯に二十万円、避難指示の発令により一箇月程度避難していたが既に自宅に戻っている世帯には長期避難に準じる世帯として十万円、そして台風十二号災害により転園・転居・転校を余儀なくされた園児・児童・生徒を抱えた世帯に二十万円の配分額を決定いたしました。長期避難世帯への義援金配分は火山噴火や原発関係以外の風水害等の台風では珍しく、今回の十二号台風の大きな特徴となっております。また、保育・就学世帯への配分につきましてはよりきめ細かな配分を、との観点から本市独自で行うものでございまして、県の配分にはございません。今後更に被災者の皆さんの状況を考えた配分を行うべく、年明けには第二回の配分委員会を開催し、二月中ごろには第二次配分を行ってまいれる所存でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 配分委員会で審議していただいて基準額その他決められておりますので、これも答弁にもありましたように第一回の配分がまだだと、第二回は来年ということでございますので、ひとつ早く届けられるように取組を早められることを訴えておきたいと思っております。

今答弁いただいた中で、やはり感じますところは、こうして国のいろんな救援・復旧の支援法律がありますけれども、今回の五條の被災者の皆さん方のこの状況からすれば、まだまだやっぱり額も不十分でありますし、また幅もこの対象にならない方がたくさんおられると。例えば、大きな資金を

使ってお店をやっておつたと、またほかの商売やっておつたと、また最近多額のお金出して車を買ったとかいう方々もおつたと思うんですけどもね。やっぱり答弁の中ではちよつと対象にならない被害がたくさんあるわけです。だから国の法律は一遍には変えられませんが、やはりこれから先々の今回と同じような甚大な被害とか、また将来予想されております大きな地震の被害等々を考えますとやっぱり国の災害救援法律をもっともつと幅を広げ、額も上げてもらわなければ、とても今現在ある救援法律だけでは十分とまでも最低の補償も行き届かないということが明らかになったと思いますので、国の災害救援観点の法律を充実と改正に向けて、ひとつ市長を先頭に頑張っていたきたいというふうに思います。

このたび五條市民の皆さん方からも五千万円超えるいわゆる義援金と寄附金を頂き、奈良県民またその他の皆さん方から頂いて、二回にもわたって配分されますから、それでも被災者の皆さん方にはまだまだ十分ではありませんけれども、この御支援させていただくという状況になっているわけがありますからね。一つ国の災害救援関連の法律の充実・改正に頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは(二)の復旧の方へ移りたいと思います。

今回の豪雨災害によりまして道路関係もあちらこちらで大きな災害があり、大変な状況でありますけれども、何とか大きな道はいろんな皆さん方の知恵と努力で十津川まで行けるようになりましたけれども、現在まだ通れない県道がほかの皆さんからも出されておりますように大塔町内の県道二三五号線ですね、これはまだ中井傍示地点ぐらいで大きな山のいわゆるひずみ、道路の崩れという状況の中で県道ですから、県中心に頑張っていたきますけれどもね、まだ通れておりませんけれども奥地に住んでおります惣谷・篠原の方々は今もう大変な時間とガソリン代・その他の費用を費やして高野辻ヘリポートのう回路を通って今仕事・生活を支えとるわけですね。その中でも毎日やはり国道まで出て仕事に行かなければならない人は篠原にも正確には分かりませんが二人ぐらい、惣谷にも二人ぐらいおられると聞いております。その中でこれからの雪とか凍結を考えますとこの高野辻ヘリポート周りのあの道は大変冬場は厳しいというふうに現地の人は言っております。したがってこの二三五号線の道路が通行止めにならないければならないときは冬場も雪かきや凍結等々の面については県が責任を持ってやると言うておられるのでありますけれども、それはそれちゃんと責任を果たしていただかなければなりませんけれども、やはりこの復旧工事も全力挙げて頑張っていたいで、少しでも早く元の二三五号線が通れるようにしていただくことが篠原・惣谷の皆さん方が孤立しないためにも重要な課題だと思いますけれども、この県道の復旧工事の状況を一遍答弁させていただきますか。

○議長(川村家廣) 吉田市長公室長。

○市長公室長(吉田辰雄) 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます、

御質問の県道二三五号線、宇井・篠原線につきましてでございますが、このたびの台風十二号災害により、当初通称クマミ谷付近で大規模な崩落の恐れがあるということで約三百メートルの区間で通行止めとなっております。今後厳冬の時期を向かえその奥に所在します惣谷・篠原集落が孤立しないようにするための対策といたしまして県土木事務所ではそのう回路となっている林道等の除雪等を徹底することと併せまして、現在クマミ谷地滑りの状況が警備で安定していることから当該県道の通行止め区間を仮設工事を行った上で時間制限と監視をつけて通行させることができないか、調査結果を踏まえて本庁と協議中とのことでございます。これら両方の方法により孤立集落とならないよう県に強く働き掛けてまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） ぎりぎりの努力をしていただいているということが答弁にも表れているわけであります。

けれども、通っていただいても、崩れてきてまた大きなけが・死亡者が発生したらあきませんから、通っていただくかどうかの判断っていうものを県並びに関係者の皆さん方の本当に大変苦勞の掛かるところだというふうに思いますけれども、ひとつ、いろんな状況を勘案して少しでも早くこの二三五号線を通れるようにしていただきたい。同時にやはり年末が迫ってくる中で、今の答弁では見通しが立てられない状況ですから、もう一つの対策としては高野辻ヘリポート回りのう回路を冬場の厳しい中でも通れるようにしていただくと、この二つの対策が求められてるんです。今日はこれ金剛山で見えていただいた皆さんわかりますように金剛山、雪が積もってますからな、もう大塔の方は今日のこの雨は雪やったんかどうかは知りませんけれども、こんな状況ですからね、もう皆さんも御存じのように大塔の道の方がここよりも二度ぐらい低いんちやいますか。だからもう雪、凍結というのはもうこの目の前に迫っておりますからね。高野辻ヘリポートの雪かき、それと凍結対策はやはり今から県の方としてもちゃんと準備したっていただきたいと思えます。その対策としては地元の皆さん方の仕事の状況もよくつかんでいただく必要があると思えます。毎日仕事に通ってる方がおるといふふうに私先ほど申し上げましたけども、朝一番早く出勤される方は六時半頃もう出るんですよ、篠原の方はね。やっぱりその六時半といたら温度は四時や五時よりも六時前後が一番冷えるんですね。だから一番厳しいときに毎日仕事に高野辻ヘリポートを車で通らなあきませんからね、だから雪かきや凍結対策もやはり県としてはその篠原の地区に近い一般の業者にお願ひするとかね、そういう時間的な面も考えて朝早くからでもちゃんと凍結対策ができるような業者に依頼してもらおうとかね、その辺はひとつ抜かりのないようにしていただくよう市としても県の方へ強く取り組んでいただきたいというふうに思います。こうして皆さん方この復旧工事を頑張っていたとき、あかん場合は高野辻ヘリポート回りをしてもらったための雪かき・凍結対策は県が責任持つと言っていたいてますんやけど、地元の皆さん方に伝わってるのかどうかです。私の知り合いの方にも連絡取り合っ

聞いているんですけどね、やっぱり現在の状況をきっちりと惣谷・篠原の皆さん方には一軒一軒にまだ伝わっていないんじゃないかなと思います。さん・役員さんを通じてちゃんと文書で現時点での対策方針をやっぱり一軒一軒全てに届くような手立てが現時点では必要ではないかなと思います。心の中ではいろいろ不安だらけですから。デマンドバスですか、バスも一日何往復かしてますからね。そういう個人の皆さん方の対策とともに公共のバスの件もあるわけですからね。ひとつその辺早急に、やはり今考えてること、対策を皆さん方にお伝えする態勢を強めていただきたいというふうに申し上げて、次に行かせてもらいます。

次はごみ処理広域化でございます。

御存じのように一日としてごみ回収をストップできない、こういう大変重要な事業であります。これが行政の責任でありますから、法律の中に責任が明確にされているわけでありますからね。大変重要な事業でありますけれども、この間の経過をそれぞれ議員さんも理事者の皆さん方も市長も言われておりますから、もう申し上げませんが、結果としてこの御所・田原本の環境衛生事務組合の方へ加入をするということが議会で決まったわけでありますけれども、これからの五條市としてこの御所・田原本の環境衛生事務組合への加入以後、どのようなごみ処理広域化に関する事務的な仕事をこなしていかなあかんのか、急ぐ順番にちよつと答弁いただけますか。

○議長(川村家廣)櫻井生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敬三)十四番大谷議員の質問にお答えをいたします。

まず事務的になってなりますとこの前の臨時会におきまして、枠組みにつきましては議決いただきましたので、次は一部事務組合に正式に参入するために、今、御所・田原本環境衛生事務組合の方にごきます組合の規約、これの変更につきまして、二市一町におきまして協議を行い、地方自治法に基づきそれぞれの議会に提出し、議決をいただいた後、知事に規約の変更等について申請をしていくとふうになります。

そして奈良県知事に許可を頂いた段階で、新しくできた規約の変更に基づき、議員の選出もお願いをするという形になっていくわけでございます。またいろいろ事業につきましては、地元の交渉と併せながら、まず平成二十四年に国の循環型の交付金をもらって事業化できるように、まずその作業を進めていくということがございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「十四番」の声あり)

○議長(川村家廣)十四番大谷龍雄議員。

○十四番(大谷龍雄)それでは規約変更の事務については、三つの自治体の職員さんが、代表者が協議されて、その完成した原案、規約案を御所・田原

本・五條の三自治体の議会に諮られるということですか。

○議長(川村家廣)櫻井生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敬三)十四番大谷議員の質問にお答えをいたします。

そういうことでございます。各議会の議決を頂きまして、その後県に許可の申請を上げるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「十四番」の声あり)

○議長(川村家廣)十四番大谷龍雄議員。

○十四番(大谷龍雄)それは行程的には規約変更の協議を何月何日くらいまでに終わって、三つの自治体の議会に規約案を諮られるのは何月何日くらいかの予定をしておいて、国への交付金の申請は何年何月くらいなのかという、日程的なことも答弁いただけますか。

○議長(川村家廣)櫻井生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敬三)十四番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず協議の日程ということでございます。これにつきましては、今まさにその協議をしているところでございます。そういう協議をして、まず変更の規約の案を決めていくという作業がございます。ただそれが日程的にいつかということ、この新しくごみ処理施設を設置する地元との調整もございまして、ただ今、議会の議決の一つの目安としては、三月の定例会、うまくいけばまた臨時議会をお願いすることになるかもわかりませんが、そういうことで、地元とのいろいろなデリケートな部分がございますので鋭意努力して、その時期に議会に諮るということでございます。また、国に対する申請につきましては、二十四年度事業については早急に、今年ないし来月には大枠で申請に手を挙げていくというなかで、国の交付金をもたらえるよう進めていくものでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○十四番(大谷龍雄)大変な、複雑で重要な規約の変更というものが協議の中で行われているわけですが、ひとつ規約の変更にあたりましては、皆さん方もいろいろ勉強されているとは思いますが、ごみとかし尿とか広域化でやっているという自治体は既に奈良県内でも、吉野郡は十数年前からやっております先輩でありますので、ひとつ既に実施している自治体の規約も参考にいただき、御所・田原本・五條の実態にあった規約の協議をしていただきたいと申し上げておきます。

次にいきます。五條市の姿勢についてですね。これから、市長を始め幹部の方が代表になって規約変更の協議に入られるわけでありまして、それについての五條市の姿勢についてですけれども、私としても専門的なことはわかりませんが、幾つか提案しておきたいと思っております。まず、姿勢の一つ

は、ごみの広域化については建設費、建設後の運営費等の経費の節減という点については、三自治体メリットはあるわけです。しかし、実情から言えば御所市の場所に、その周辺の皆さん方の同意を頂いて、御所市の努力で建設していただくわけでございますから、この御所市の置かれた立場と五條・田原本の立場は大きく違う点がありますから、御所市の立場を正確につかんだ上での確かな心遣い、気遣いをするとともに、最初からいろんな協議の中で誠意という態度で表して協議を進めていただくと。これが大事ではないかと。しかし今申し上げたのは、そして何でも他の自治体の皆さんの言うとおりに従えという意味とは違いますよ、それはまた別ですよ。しかし、事情と実態は、御所市は、五條市・田原本町にない状況があるわけですから、それはやはり始めから気遣って、誠意ある態度で臨むと。物品販売の取引と違いますからね、これは。始めから誠意を示すということ、これが大事ですからね、これが一つの私の提案です。それともう一つは、吉野郡の規約を見ますと、この中には議員の定数とか建設費、運営費にわたっての負担割合とかいろいろと規約の中に始めから入っています。ですから今度の御所・田原本・五條の広域に関連する規約の案はどういう案でいこうということか知りませんが、皆さん方の判断でやっていただかないとあきませんが、いわゆる規約の協議の中にそういうふうなものを入れなければならぬということであるならば、これは規約案を作る上でかなり慎重に研究していただかないことにはいかんのかなと思いますね。それと、これは、規約案が各議会で議決されて議員の選挙も終わって議会が設置された以後でも良いのかもしれませんが、慌てすぎかも知れませんが、私の幾つかの提案としては、周辺の皆様方に公害をまき散らさない、日本全体の環境に害を与えないようなごみ焼却場にする。具体的に言えばやはりダイオキシンの、地球温暖化につながる二酸化炭素等々ですね、基準をクリアしていても、まだまだそれ以下に減らすというぐらいの目標で、ごみの分別をですね、石炭や石油を原料としてできているビニールとかプラスチック等はやはり初めから燃やさないという観点の分別、これは今新しくスタートする現時点では必要ではないかと。それとごみを燃やす焼却炉においても、ダイオキシン、二酸化炭素を削減させるような焼却炉の構造ですね、ダイオキシンでいえば、現在のみどり園の炉は、バックフィルターが付いていますけれども、これはもう十七年もたってますから、現在もいけるということも大事ですが、ダイオキシン、二酸化炭素の削減には日本の技術で一番いい焼却炉を選定しなければいけないのではないかと思います。そして、それと関連しますが、皆さん方が出されたこの広域化の資料の中には熱を有効利用して発電も目指しているところがあります。ところが、この今まで申し上げましたがごみ焼却炉に発電を起す蒸気タービンやいろいろな引付けられないけれども、まず蒸気タービンを一〇〇〇度ぐらいにして、高温高压の蒸気にしなければいけません。それでタービンを回してタービンの端に発電機を付けて発電をするのですが、このいわゆる、発電施設をくっつけるだけでも、ものすごく建設費が膨らむわけですから、国がなんぼ言うてもよく研究せんことには、建設費は膨れあがります。これははっきりしていますわね。それ以後の運営費においてもごみ焼却炉は修理しなくてもいいと、しかしそれにくっ付いているタービンや発電機が故障したから、ごみ焼却

炉は故障してないのにごみ焼却炉をストップして発電施設のタービンなんかを修理しなければならないということも有り得ます。タービン関係はものすごく微妙ですから。ジェット機に鳥一つ入ったかつてジェット機落ちますんやで。だから、その辺は蒸気を利用した発電施設をよく検討せんことには後の修理代もばく大なものになってくる。現在のみどり園の焼却炉には発電施設は何も付いていませんけど、簡単な焼却炉ですけれども、この十七年間、耐火れんがの修理とかそれに関連する修理費に幾ら使ったか。わかっていたら答弁してください。最近の二、三年間だけでも四億円以上ついでますんやで。十七年間でみどり園の焼却炉の修理費、ここでわかっていたらね、一遍答えてもらったらと思いますんやけど。やっぱり、発電施設はなんぼ国から言われたとしても、これは腹を据えて検討せないかん。私は、熱利用は、私として今提案できるのは、橋本のごみ焼却炉の横にお風呂がありますわね。五條市としても前々から市民の皆さん方から強い要望であります温水プール。こういったことの検討の方がいいのではないかと思います。

御所の場合は、「かもきみの湯」という安いところがあるわけですが、温水プールは御所にはないんじゃないかなど。また、それ以外の熱利用も皆さん方もよく検討されたらいんじゃないかと。政府が熱利用をせんことには補助金を付けないとか、増やさないとか言うていとお聞きしますので、この辺も私の方から提案しておきたいと思います。もう一つ重要なことは、なんぼ三自治体が建設したら安くなると言っても、やはり多額の事業ですから、地元の皆さん方の操業期限が何年間で同意されるのかはわかりませんが、基本操業期間中は安定的に操業できるように三自治体は責任を持つというこういう一言を、法的にも研究されてこれからの規約の中に入れる必要もあるのではないかと思うんですね。最後の提案は、五條市民の皆さん方からの強い要望であります、そんな御所まで個人で持つて行かなくても中継所ができないのかと、これですね。この中継所についても、これも確保しようとすれば大変なことですので、早めから検討されなければならぬと思います。以上、五條市の姿勢について、思いつきで悪かったです、私も現在のみどり園建設以前から市会議員をさせていただいておりますので、余り苦勞はしておりませんが、この目でみどり園建設の御苦勞とか、いろいろ見させていただきましたし、最近の、この四年間におけるみどり園に関連するこの状況も、これは私だけではなしに議員の皆さん全て承知であるわけですから、こういう状況がありますので、ちよつと五條市の姿勢として大事なところを、私が感じたところを提案させていただきますました、ちよつと答弁いただきます。

○議長（川村家廣） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の姿勢についてでありますけれども、御所市・田原本町と連携して一部事務組合を設立し、安全・安心な操業ができるように責任をもって対応していきたいと思っております。また、五條市が不利益にならないように十分協議を重ねながら併せてごみ処理施設の地元周辺の方々に配慮等取り組

んでまいりたいと思っております。その中で今三つ大谷議員から質問があったと思います。まず、ごみの広域化の中に五條市も入れさせていただいて、御所市、田原本町という中で誠意をもって努めると。御所市の地元地域の皆さんに当然配慮しなければならないことを十分に踏まえて五條市も今後はそういう形の中で努めてまいりたい。大谷議員がおっしゃったように誠意を尽くすのは当然しなくてはならないことと思っております。二つ目の、一つは吉野郡の規約、長年広域化でやっているということでその規約も踏まえながら、勉強しながら今後進めていくわけですが、その中には全て規約にいろいろと書かれているということもあります。当然早く決めなければならぬ部分と事務組合に入ってそれから協議をする部分、議員さんも選ばれますが、議員さんを選んでその中で決めていく部分とありますけれども、それについては全て議員の皆さんと連携を取りながら話し合いながら進めてまいりたいとそう思う思っております。そして、操業期間についても、これは大変重要なことです。これは、地元の皆さんとの合意形成がなければできません。そういう面も踏まえて慎重にその辺の協議に努めてまいりたいと思っております。そして今までの掛かった費用ということですが、今わかりませんので改めて御報告申し上げたいと思っておりますのでどうかよろしく御理解をお願いします。それから、三つ目に対しましてですが、今受けました中継所の問題、当然距離が変わります。今二八パーセントの方ですか、直接持って行かれている方もおられます。そういう形の中で中継所を置いて、そして、御所に運ぶという形にはしなくてはならない。場所に関してはこれから協議をしなくてはなりません、できる限り皆さんに支障のない範囲内に努めてまいりたいとそう思う思っております。以上であります。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員

○十四番（大谷龍雄） 答弁いただきましたね。その点ひとつよろしく願いたいと思います。

そして現時点ではまだまだ考えられないような課題がこれからまだまだ起こってくると思っておりますが、ひとつです、大変でありますけれども、この事業は五條市民の皆さん方の今以上の負担を掛けないようなそういうごみ処理事業に位置できるようにひとつ奮闘いただきたい。我々議員もその責任の一端があるわけですが、議員の一人として私も引き続き頑張らせていただきたいと申し上げまして、質問を以上で終わらせていただきます。どうも御苦労さんでした。

○議長（川村家廣） 以上で、十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

○議長（川村家廣） 次に、日程第二、選第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第二号、奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について。

○議長（川村家廣）奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が一名生じたため市議会議員から選出することになりますが、二名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったものであります。

なお、この選挙は、広域連合規約第八条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については会議規則第三十二条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村家廣）ただいまの出席議員数は十三名であります。投票用紙を配布させます。

なお、候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配布してありますので、御確認ください。

〔投票用紙配布〕

○議長（川村家廣）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（川村家廣） 投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村家廣） 開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び峯林宏政議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（川村家廣） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十三票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十三票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

山本直子 奈良市議会議員 一票

上原 雋 奈良市議会議員 十二票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第八条の規定により、選挙長に報告いたします。

昼食のため午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣）日程第三、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十四号、水力発電交付金基金条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程されました議第六十四号、水力発電交付金基金条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、これまで単年度事業の財源としてきました水力発電施設周辺地域交付金の一部又は全部を基金に積み立てることにより、財源を中・長期的に管理し、計画的に公共施設等の修繕や維持補修を行うことを目的としております。

つまり毎年交付される当該交付金を必要に応じ積み立て、その用途に適した内容であれば、より大規模な事業などに活用が可能となり、その運用が拡充されるものと考えております。

概要につきまして、御説明申し上げます。

議案書の二ページを御覧ください。

第一条では、基金の設置目的について定めており、先ほど申し上げましたように、水力発電施設周辺交付金を活用し、計画的に公共施設等の修繕や維持補修を行うことを目的としております。

第二条の基金の積立て額については、五條市に交付される水力発電施設周辺地域交付金の全部又は一部をもって積み立てることとしております。

第三条では、積み立てられた現金の管理について、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことを定めております。

また第四条では、基金の運用益については一般会計予算に一旦計上した上で、基金に繰り入れることを定めております。

第五条は、預金保険事故が発生した場合の取扱い、第六条では、積み立てた基金を取り崩す場合には予算に計上することが必要である旨を定めております。

第七条は、申請等の必要な事項の規則への委任を規定しております。

附則につきましては、本条例の施行日を公布の日から施行することを定めております。

以上で、議第六十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）この交付金は直接水力発電施設を経営している会社から入るのか。それとも国から入るのか。

それと確かこれは今始まったわけではなしに、もともと何年も前から入っていると思うのですけれども、いつごろからこれは交付されておるか。西吉野・大塔との合併関連も含めてちょっと明らかにしていただけますか。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

この交付金につきましては、国の方から収入される交付金でございます。

昭和五十六年度から制度が始まっておりまして、ちょうど三十年間という期限がございましたけれども、その三十年に当たるのが去年、平成二十二年で終わったわけなんです、その後またいろんな協議が続きました、またこの後も制度としては続いていく状況でございます。

額でございますけれども、合併前といいますか、当初設立されてから、合併前それぞれ五條市・西吉野村・大塔村がございましたけれども、それぞれ四百五十万ずつということでございます、合計で一千三百五十万ということございました。制度が変わりまして、本年度につきましては、ちょうど制度変更の年でございますので、五條市、新五條市の総額は一千四百四十三万一千でございます。

それから、来年度以降につきましては、これから制度が続いていくわけですが、来年度以降は九百万で交付金が継続されていくと聞いております。以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十五号、五條市行政組織条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程されました議第六十五号、五條市行政組織条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の五條市行政組織条例の一部改正につきましては、市民生活に密接に係る保健や社会福祉関連の事務で行政に対する要望が今後ますます大きくなることが予想され、それに対応する組織づくりが必要になること、また、集中改革プランを強く推し進めてきたことによりまして、職員数の削減が進み事務分掌の見直しが必要になったことなど、機構改革に伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

部の再編では、新しく「すこやか市民部」を創設いたします。

現在「健康福祉部」が所管しております市民課、保険課、保健福祉センターの三課と、「生活産業部」のうち人権施策課の、合わせて四課を所管させます。

市民生活と密接に係る部署を福祉関連の部と分けて事務事業を行うことにより、よりきめ細かいサービスを提供できるような組織とします。

「すこやか市民部」に三課を移したことに伴い、福祉関連の課が属することになった元の「健康福祉部」を「あんしん福祉部」と改称いたします。

同じく人権施策課を「すこやか市民部」に移しましたので、生活環境課やみどり園など環境部門や、農林業関連や企業誘致などを所管する課を所管することとなる元の「生活産業部」を「産業環境部」と改称いたします。

また、新しく一つ部を設置しましたので、現行の「上下水道部」のうち下水道課を「都市整備部」に移し、上水道は以前の水道局に戻し、「上下水道部」を廃止いたします。

次に、主な課の再編につきましては、企画財政課の企画部門及び行財政改革部門と、庶務課の一つにして「ふるさと創造課」とし、市長公室の所管とします。

企画財政課の財政部門と、監理管財課の管財部門、土地利用調整部門、建設課の登記を併せて所管する課として、「財政課」とします。

「危機管理課」の現在の業務に加えて、企画財政課の情報システム係を所管させ、市長公室から総務部に移します。

また、現行の循環型社会推進課の事務をみどり園に統合します。

これらのことによりまして、全体で部の数は変わらず、現行の九部三十九課が九部三十八課体制へと機構を改革するものでございます。

議案書の五ページを御覧願います。

第一条関係でございますが、新しく「すこやか市民部」を創設し、現在の「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に、「生活産業部」を「産業環境部」と改称いたします。

さらに、「上下水道部」を廃止することを規定しております。

次に、第二条関係は、市長公室に（五）としまして、市政の総合企画及び政策調整に関する事務を総務部から移管します。

六ページに移っていただきまして、総務部に（三）公有財産の管理に関すること、（四）交通安全及び防災に関することを市長公室から移管させること、新しく創設する「すこやか市民部」に（一）から（四）までの事務を所管させること、七ページに移っていただきまして、（六）下水道事業に関することを旧の「上下水道部」から移管し、都市整備部に所管させる規定でございます。今回の機構改革に伴いまして各条文を整理したものでございます。

附則につきましては、一としまして、この条例は平成二十四年四月一日から施行すること。

二としまして、この条例の一部改正に伴いまして、「五條市水道事業の設置等に関する条例」の第三条第二項中の「上下水道部」を「水道局」に改めることを定めております。

以上で議第六十五号、五條市行政組織条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） 大変機構改革は有り難いことなんですけれども、市民の皆さんは戸惑う…私らも戸惑うと思いますけれども、あんしん福祉部、すこやか市民部、これは市民の方にわかるように対策を講じていただけるのですかね、最初のうちとか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 今回議決をいただいた後、また広報等で市民の皆様にも部の構成等周知をしまいたいと考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）三番吉田雅範議員。

○三番（吉田雅範） それは有り難いですが、それだけではなかなかわかりにくい。こういうのを持ってきてというのなかなかで、難しいことやと思うので、二箇月なり三箇月、案内係というものを置くとかいうのは考えておられないわけですか。

○議長（川村家廣） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

最初に戸惑うのは、当然であります。そういう形の中で、窓口業務をどうするかということも今検討しておりますけれども、職員数が大変少ないという事で、その辺を割り振りしながら、その状況によっては、そういうことも考えていきたいと思っております。ただ、まだ不透明なところもあり、職員の配置をどれだけ整えてできるかということもこれからの一つの課題として、また退職者の人も踏まえながら、考えてまいります。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第五、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六十六号、五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘） ただいま上程をいただきました議第六十六号、五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、国民健康保険の財政健全化のために保険税率を改正するものであります。

議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

改正案の条文に沿って、順次説明を申し上げます。

まず最初に、五條市国民健康保険税条例第二条第二項におきましては、医療分の限度額を、同条第三項におきましては、後期高齢者支援金の限度額を、同条第四項におきましては、介護納付金の限度額をそれぞれ改めるものであります。

次に、第三条第一項、第四条、第五条、第五条の二、第一号及び同条第二号におきましては、医療分における所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額をそれぞれ改めるものであります。

次に、第六条、第六条の二、第七条及び第七条の二におきましては、後期高齢者支援金における所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額をそれぞれ改めるものであります。

次に、第八条、第九条、第九条の二及び第九条の三におきましては、介護納付金における所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額をそれぞれ改めるものであります。

次に、第二十一条第一号ア、同号イ、同号ウ、同号エ、同号オ及び同号カにおきましては、七割軽減の軽減額を改めるものであります。

次に、第二十一条第二号ア、同号イ、同号ウ、同号エ、同号オ及び同号カにおきましては、五割軽減の軽減額を改めるものであります。

次に、第二十一条第三号ア、同号イ、同号ウ、同号エ、同号オ及び同号カにおきましては、二割軽減の軽減額をそれぞれ改めるものであります。

次に、第二十四条の二におきましては、旧被扶養者の減免期限を三年から年限なしに改めるものであります。

次に、附則におきましては、施行期日及び適用区分を規定したものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）厚生建設の方に付託されますので、ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

四十二万、五十万というのは、国保の最高限度額の引上げになりますわね。そして三項の後期高齢者のね、これも所得割と平等割の合算ということで後期高齢者の保険料は計算されておりますけれども、これが、今まで十二万であったのが、十三万ということで、これも引上げと、そして四項介護保険の方も七万、十万ですから、介護保険の方も所得割と資産割、平等割、均等割と、介護の方は国保と一緒に料金の計算額は四本立てですけれども、現在七万円のものを今度十万円ということで、これも上がるわけですね。だから国保の条例でありますけれども、中には後期高齢者医療保険料に係るものも値上げされると、もちろん介護保険の保険料も値上げされているということになるわけですね。

そして、三条中の第一項、これは、所得割は現在一〇〇分の五・六を一〇〇分の六・八ということですから、所得割は上がることにありますね。その下の四条は、これは国保の資産割になりますけれども、現在の資産割は一〇〇分の四〇ですけれども、十六・四ということで、この資産割につきましては、今までよりも下がると、こういうふうには私は判断するわけですが、これでいいのかわりか。

五条は国保の均等割、現在一人当たり一万五千円、これを二万三千円、これは大幅な値上げですね。そして五条の二はですね、これは国保の平等割になりますけれども、現在一世帯二万円のを今度は一万八千八百円と、これは下がるということになりますかね。

そして特定世帯一万円を九千四百円と、これも下がるということですね。

そして六条は、特定世帯の部分に入りますけれども、総所得の一〇〇分の一・七が現在ですけれども、それが一〇〇分の一・八ということになるということ、これは上がりますね。

あと、たくさんいろいろとあるので、こうしてみますと、国民健康保険料の基礎計算は、中には上がるもの、中には下がるものと、こういうふうになるわけですが、これは全体として現在の保険料から言いますと、上がるのか下がるのか、上がるのであれば大体何パーセントの値上げになるのか、ちよつと答えていただけますか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）十四番大谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

今大谷議員がおっしゃったとおり数字的にはそのとおりでございます。

金額的にどのくらい上がるのかということでございますけれども、パーセンテージで言いますと、一九・四パーセント、平均当たりになりますと、一

人当たり約一万二千八百二十三円、世帯当たりの平均といたしますと、二万五千二百五十二円、税収見込みといたしましては、約一億四千万の増というところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 国民健康保険の運営に当たりましては、大変な困難が五條市はもちろん、日本全国で発生しております。この五條市の場合も平成二十二年度の決算からいいますと、二億一千四百八十五万六千七百九十二円の黒字となっておりますけれども、この二十二年度の決算の中で市の単独の繰入れはなんぼになるのか、同時にこの歳入の中で、国庫支出金がありますけれども、この十三億四千八百六十二万一千八百七十九円が入っておるわけですけれども、国の国庫負担率は給付費の五〇パーセントと言われております。当初、国の国庫負担率は医療費の四五パーセントであったわけですね。ところがその後、名目を医療費から給付費に替えて、その五〇パーセントということで、数字は上がっているのですけれども、医療費と給付費と比べたら全然違いますね。医療費の中の三割が国民健康保険は個人負担で七割が国民健康保険者の負担と、こうなるわけですからね、医療費と給付費を替えたなら全然違うわけですけれどもね。二十二年度の十三億なんぼは、国が言うているわけですからその表現で聞きますけれども、給付費の何パーセントになりますかね。

ちよつとお聞きします。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えをいたします。

まず二十二年度の決算で実質上黒字というような決算になっておりますが、この分については基金でありますとか、いろいろ取り崩して実質上の支出は二億九百万の赤となっております。不足額が二億九百万ということでございます。

それと、内容があれなんです、先ほど言いました給付金のことでございます。医療給付金ということで、定額国庫率がまず三四パーセントと調整交付金が九パーセント、都道府県の調整交付金が七パーセントで約五〇パーセントが補助金ということになっております。

それと低所得者に応じて保険料の一定割合を公費で負担するというのもあるわけですが、基本的には約五〇パーセントが国の方からの補助金ということになっております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 答弁にもありましたように、現在は給付費の五〇パーセントということですね。だから、その前までは医療費の四五パーセントであったわけですから、この給付費の五〇パーセントを医療費で言えば何パーセントくらいになるのかということとを換算しますと、大体現在国から下りている国庫負担の給付費の五〇パーセントは医療費の基準で言えば、三八・五ですね。だから以前の医療費の四五パーセントを国が国庫負担金として担当しておったわけですから、現在は医療費ベースで言えば、三八・五に減っているわけです。これ数字で言えばわずか六・五パーセント減っているだけですけれども、この五條市の国保財政の二十二年度決算での医療費に対して三八・五と給付費の五〇パーセントとしたらものすごく国庫負担金は減っているわけですね。だからそこへもう一つ言えるのは、この間国庫補助の廃止、助産費補助金への国庫補助の削減とか、いろいろ国の負担金、補助金は減ってきております。だからその結果、国保の総収入、歳入に占める国庫支出金の割合は、以前は半分くらい国が持ってくれましたけれども、現在は大体二五パーセント、減っているわけですね。五〇パーセントから二五パーセントというたら、この五條市の国保の決算額、収入だけでも見ますと、四十四億あるわけですからね。これの二五パーセントというたらものすごく違うわけです。だから今五條市も日本の全国の自治体もやりにくくなっている一番の原因が、この国の負担金、補助金の減ってきているところにあるわけです。そして不景気で国保被保険者から頂く保険税も所得少なくなっていますから減っていますわな。そういうことで、この五條市の赤字の内容を、赤字やからといっても原因をきっちり明らかにしておかなければならないということで、今日は質問させていただいたわけですから、ここに私は五條市始め全国の自治体の国保の運営のやりにくい原因があるのではないかなというふうに思います。

そして国保の運営は、国の法律の国民健康保険法に基づいて行われておりますけれども、この第一条には、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするというようにありますね。そして四条には、国及び都道府県の義務、国の国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないというふうに、一番の責任は国であるということとを法律には明記されているのですね。

そして都道府県はどうかと言いますと、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように必要な指導をしなければならぬと、次の責任は都道府県にあると、うたわれているわけですね。

ところが今申し上げましたように、ここ数十年の間で国庫負担率はものすごく減ってきているというところが、国保の運営のやりにくい一番の原因ではないかなと、私はそういうふうに思うわけでありませうけれども。

最後、もう一つお聞きしたいのは、先ほど答弁漏れしていました二十二年度では一般会計からの独自の繰入れが幾らであったのか。それを最後聞かせていただけますか。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 十四番大谷議員の質問にお答えします。

一般会計からの法定内の繰入額は二億六千万というふうに記憶しております。
以上でございます。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第六、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六十七号、五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次） ただいま上程いただきました議第六十七号、五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、五條市コミュニティバス乗車運賃の小学生及び障害をお持ちの方の無料化について定めるもので、現状、一乗車につき大人二百円、小学生及び障害をお持ちの方につきましては百円、小学校入学までの未就学児は無料としておりますが、小学生及び障害をお持ちの方の乗車運賃を無料とし、更なる利用の促進を図りたいと考えております。

それでは改正案につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の十四ページを御覧ください。

第四条一項中、「ただし、小学生以下の者については百円とする」とされている部分を「ただし、小学生以下の者の使用料については免除する」としております。

なお、障害をお持ちの方に係る乗車運賃につきましては、対象とする障害の程度など詳細を施行規則により定めている関係上、別途施行規則の改正により対応することとしております。

附則におきましては、本条例の施行日を平成二十四年四月一日とすることを定めております。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第七、議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十八号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀登壇〕

○消防長（窪 佳秀）ただいま上程いただきました議第六十八号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十五ページ、十六ページを御覧願います。

提案理由であります。障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴う本条例の一部改正を行うものでございます。

一条は、障害者自立支援法の一部改正で、第五条第四項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げることになったため、これを引用する五條市消防団

員公務災害補償条例第九条の二第一項第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に「同条第六項」を「同条第七項」に改めるものとさせていただきます。

次に第二条は、平成二十四年四月一日に再度、項の移動が生じるため、その改正を行うものとさせていただきます。

障害者自立支援法の第五条第十項から第十七項までを一項ずつ繰り上げることになったため、これを引用する五條市消防団員公務災害補償条例第九条の二第一項第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改めるものとさせていただきます。

附則につきましては、第一項は公布の日から施行する。

第二項の規定は平成二十四年四月一日から施行すると定めたものとさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第八、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六十九号、五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三） ただいま上程されました議第六十九号、五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十七ページを御覧願いたいと存じます。

本議案につきましては、五條市五万人の森公園の指定管理期間が、平成二十四年三月三十一日で満了となるため、新たに指定管理者の募集をするものであり、募集要項の配布、募集団体からの質問の受付や現地説明会等を開催し、去る九月十五日に申請の受付を締め切った結果、最終的に一団体からの申請がありました。

その後、十一月十日開催の第十九回五條市指定管理者選定委員会におきまして、申請団体からの申請書類の審査及びヒアリングを実施し、募集要項の選定審査基準により、委員の皆様は採点を行っていただきました。

その採点結果を踏まえ、指定管理者の候補者として適正かどうかを総合的に判断し選定していただきましたので、次の候補者を指定管理者として指定していただきたく、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称は、五條市五万人の森公園。

位置は、五條市北山町九三〇番地の一。

次に、二の指定管理者となる団体の名称は、アスカ美装株式会社。

代表者は、代表取締役 森協信之氏。

住所は、奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一でございます。

次に、三の指定の期間は、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までであります。

以上で、議第六十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（二十四番「の声あり」十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）一度アスカ美装さんは指定管理者になっておりますけれども、前回の指定管理のときに支払った五條市の指定管理料の額と今回はどうなるのか。

それと、この間五万人の森公園の指定管理者としてアスカ美装さんに頑張っていたいただきましたけれども、この五万人の森の利用状況を、五條市の振興にどれくらい寄与していただいたといえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）ただいまの十四番大谷議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず五條市が支払った管理料でございます。前回につきましては、当初二年六箇月でございます。最初の六箇月間は四百万円、二十二年度の一年間は七百七十万円、二十三年度の一年は七百七十万円、合計で一千九百四十万円でございます。

今回、業者からの提案の額は最初一年、今回は丸々三年でございます。それぞれ九百三十万円、合計で二千七百九十万円となっております。

そして利用状況ですけれども、いろんな各種イベントが指定管理者の方から行われまして、昨日の藤富議員さんの御質問の中に私、利用者一千四百人と答えた記憶があるのですが、これは有料施設の、有料で払った方々の使用者数が一千四百人でありまして、日々この公園を利用していただいている方々は五万人近くあると記憶しております。

そしてそれに基づきまして、五條市に關係する観光施設の利用の後で公園に寄っていたり、いろんな面で五條市に入ってくるものに寄与しておると解釈しております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）五万人の森の指定管理者の募集で応募されたアスカ美装さん以外の団体名等、その団体が示された指定管理料を言うてくれますか。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の五万人の森の次期候補者募集には、今申し上げましたアスカ美装のみの応募ございました。以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第九、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十号 南和広域医療組合の設立に関する協議について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第七十号 南和広域医療組合の設立に関する協議につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、南和地域の一市三町八村と奈良県とが一体となって公立病院を効率的に運営する一部事務組合を設立するため、南和広域医療組合規約を定め、地方自治法第二百九十条の規定により議決を求めます。

南和医療圏における過疎化や高齢化、あるいは地域医療圏内の救急患者受入数の減少に伴う圏外搬送割合の増大等により、南和公立三病院の近年の患者数は減少傾向にあります。それに伴う医師や看護師の減少が患者数の減少を更に拍車をかけるという悪循環に陥っております。

また南和公立三病院はいずれも急性期病院であり、急性期を脱した維持期、慢性期の患者需要にも対応しているため、本来果たすべき急性期医療の機能が低下しております。

こうした様々な問題を解決するため、南和公立三病院を一つの救急病院・急性期と、二つの地域医療センター・療養期に役割分担を行い、体制を再構築することを目標に掲げております。

現在の運営主体の異なる南和公立三病院について南和広域圏の十二市町村及び奈良県で構成される一部事務組合を設置し、一体運営することで地域住民に最適な医療を継続的に提供できる体制を構築し、南和医療圏を支えていくための南和広域医療組合を設立するものでございます。

それでは議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の十八ページから二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

まず規約の名称につきましては、「南和広域医療組合規約」とするものでございます。

次に、第一条につきましては、奈良県と南和地域の市町村が一体となって公立病院を経営し、地域住民の健康な生活を将来にわたり確保することを組合の目的として定めております。

第二条につきましては、組合の名称について定めております。

次に第三条は、組合を組織する地方公共団体について定めております。

第四条につきましては、公立病院の建設及び施設整備に関する事務や、運営に関する事務など組合の共同処理する事務について定めております。

第五条は組合の事務所的位置について定めております。

次に、第六条につきましては、組合に組合議会を置くことや定数及び関係地方公共団体の議会の議員からそれぞれ一名を選挙することなど、組合議会の設置等及び組合議員の選挙の方法を定めております。

第七条につきましては、組合議員の任期等について定めております。

第八条につきましては、組合議員に議長及び副議長を置くことを定めております。

第九条につきましては、組合に管理者及び副管理者を置くことと、その責務や定数、選任方法など管理者及び副管理者について定めております。

第十条につきましては、会計管理者について定めております。

第十一条につきましては、組合に事務局を設け、必要な職員を置くことを定めております。

第十二条につきましては、組合に監査委員を置くことや選任の方法及び任期について定めております。

次に、十三条につきましては、組合の経営の支弁の方法について定めております。

第十四条、雑則につきましては、この規約に定めるもののほか、組合の運営に関し、必要な事項は管理者が別に定めるとしてあります。

次に、附則につきましては、本規約の施行期日を定め、この規約の施行後、適当な時期において地方公営企業法の適用やその他の事項について検討し、必要な措置を講ずることをそれぞれ定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 第六条の組合の議会というところでございまして、第三項組合議会の議員、定数十三人とそしてまた地方公共団体の議会の議員のうちからそれぞれ一人ということをやったつておりますけれども、この経緯、どうしてこうなったのかという経緯と理由を説明していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 二番山口議員の質問にお答えをさせていただきます。

この組合における議員の定数の件でございます。

これにつきましては、以前から代表幹事会、あるいは幹事会等々いろんな形で数回にわたり協議をさせていただきました。基本的に多くの議会議員を置くのはどうかかなというようなこともございましたし、奈良県の方の協議の中でも県は一名であるというようなこともございました。また以前からこういった一部事務組合を設立するにつけて、基本的に議会の定数は十五名以内と、こういった以前からのこともございますので、そういった諸々全て総合的に協議をさせていただきました。最終的に一県一市三町八村のそれぞれの団体から一名というような形になったところでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 二番山口耕司議員。

○二番（山口耕司） 受益と負担の在り方という書類も前に厚生建設常任委員会配られ、また議員にも配られた次第でございます。その負担割合は県が一番多いのですけれども、そのあと五條市で約三〇パーセントの負担割合がございます。そしてまた、利用するのはどれだけ利用するのかわかりませんが、人口比率からいきますと、吉野郡の人口は今四万六千八百三十二人で、五條市は三万四千余りと、合わせますと、八万一千八百人、その中で割合から言いますと、五條市が四二・一九パーセントを占めておるわけでございます。その中で、人口的な割合から言っても、五條市民の民意を反映するという部分から考えていきますと、一人では集約しきれないと思う次第でございますけれども。

それと併せまして、定員定数十三で割りますと、人口比率にしますと、五條市でしたら五・五人の議員の割合になるんです。人口割合でいけばね。もちろん出て来ない市町村もおります。特に小さな村、千人以下の村はたくさんございます。そうした千人以下の村と私たちの五條市の三万四千近くおる市と同じ視点で捉えられるというのも、五條市はいかなものかなと思うのですけれども、その辺の考え方、私は間違っていますのかな。

ちょっと答弁をお願いします。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）二番山口議員の質問にお答えをさせていただきます。

この協議会の中で、負担の問題もそうだったと思うのですが、基本的に人口だけを捉えれば、今おっしゃったように四一パーセント以上も超えるというような状況にはなっておりません。それをいろんな形で案分しまして、最終的に二九・九四となったという経緯もございます。

議会の中でも同じような形でその比率でしますと、非常に大きな議会のメンバーになるということもございましたので、まず村の方としては一人必要であろうということから考えますと、比率からいきますと非常に多くの議会議員の定数になりますので、その辺をいろいろと議論させていただきまして、最終的に協議会の中でもこういう形でいいということでも決定させていただいたということでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思います。このように思います。

○議長（川村家廣）質疑を終わります

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十一号、平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第七十一号、平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年度五條市一般会計補正予算書（第五号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ一億三千六百四万九千円の追加でございます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ百七十四億四千二百九十四万八千円となります。

それでは、まず歳出について説明させていただきます。

主なものについてのみ説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

八ページをお開き願います。

三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十節扶助費五千四百六十六万円は、給付対象者の増加等に伴います自立支援医療事業費扶助、特別障害者手当及び障害福祉サービス費給付費の追加でございます。

二十三節償還金利子及び割引料二百七十三万二千元は、障害者自立支援給付費負担金など平成二十二年度国庫負担金の精算による返還金でございます。

八目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金四百九十七万円は、財源が全額県補助金であります介護基盤緊急整備等臨時特例補助金でございます。認知症高齢者グループホームの防火設備設置を補助するものでございます。

十九節後期高齢者医療費、十九節負担金補助及び交付金一千七百二十七万八千元は、平成二十二年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴い不足額を追加するものでございます。

二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、十三節委託料百七十万円は、子ども手当の制度変更に伴うシステム改修委託料でございます。財源は全額県補助金であります。

二目福祉医療費、二十節扶助費二百万円は、受診件数の増加等に伴うひとり親医療費扶助の追加でございます。

九ページに移りまして、四項災害救助費、一目災害救助援助費、十一節需用費二百五十万円は、台風十二号災害により避難所となった「星のくに」のボイラー、浴槽等の修繕料でございます。

四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、十九節負担金補助及び交付金五百万円のうち、百七十七万五千円は南和の医療等に関する協議会負担金でございます。同協議会が平成二十二年度に支出した物件費の本市負担分でございます。

次に、三百二十二万五千円は平成二十四年二月設立予定の（仮称）南和広域医療組合の負担金でございます。平成二十四年二、三月分の人件費に係る五條市負担分でございます。

十ページに移りまして、二項清掃費、三目し尿処理費、十一節需用費三百五十万円は、台風十二号による河川増水により被害を受けた衛生センター取水ポンプ等の修繕料でございます。

五款農林業費、二項林業費、一目林業振興費、十九節負担金補助及び交付金百五十万円は、財源の全額が県補助金であります県産材安定供給緊急維持支援事業補助金でございます。台風十二号災害により木材の搬出が困難となった地域における搬出経費の一部を補助するものでございます。

四目治山事業費、十五節工事請負費四百九十五万円は、台風十二号により崩壊した大深町の治山事業工事費でございます。

七款土木費、四項住宅費、一目住宅管理費、十一節需用費二百五十万円及び十五節工事請負費三百万円は、市営住宅修繕料と市営住宅補修等工事費の追加でございます。

十一ページに移りまして、八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費、十二節役務費一千三百七十四万九千円は、東日本大震災により亡くなられた消防団員の遺族への確実な公務災害補償実施のため、今年度の掛金が引き上げられたことによる消防団員公務災害補償保険料の追加でございます。その全額が特別交付税で措置されるものでございます。

九款教育費、四項中学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費二百八十万円は、来年度入學予定の特別支援が必要な生徒の学校生活に対応するため、五條中学校・五條西中学校における施設整備工事費でございます。

十一款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、四目林地崩壊防止事業費、十五節工事請負費六百九十万円は、台風十二号災害により崩壊した大塔町閉君の林地を復旧する工事費でございます。

十二ページに移りまして、四項その他公共施設・公用施設災害復旧費、一目情報通信施設災害復旧費、十九節負担金補助及び交付金五百二十万円は、台風十二号災害でケーブルが切断されるなど被災した大塔町内の携帯電話伝送路設備の復旧事業費分担金でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

四ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の「一 総括」の「歳入」を御覧ください。

十款地方交付税で一千三百七十四万九千円、十四款国庫支出金で二千八百五十四万二千円、十五款県支出金で三千六十六万二千円、十八款繰越金で五千五百九十五万二千円、十九款諸収入で七百四十四万四千円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十一、議第七十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十二号、平成二十三年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十二号、平成二十三年五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書のまず一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千七百万円の追加でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ五億九千九百九十五万五千円となります。内訳につきましては五ページの最後になります、三の歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費、十三節委託料百十五万円及び十五節工事請負費一千五百五十五万円につきましては、九月の台風十二号被害による大塔町殿野地区飲料水供給施設及び西吉野町尼ヶ生地区簡易水道施設の災害復旧に係る設計業務委託並びに工事費の計上を行うものでございます。

同時にこれらの事業経費として、十一節需用費二十八万円、十二節役務費二万円の計上を行っております。

また同じページ上段でございます、二の歳入におきまして、二款国庫支出金、一項国庫補助金で簡易水道施設災害復旧費補助金二百万円を追加補正し、次の五款、一項市債におきまして、簡易水道事業債一千五百万円を追加計上いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十二、議第七十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十三号、平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第七十三号、平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。
まず、一ページについて御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二百八十万円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を三億九千七百四十万円とするものでございます。
次に四ページ下欄の歳出から御説明申し上げます。

三款保健事業費、一項健康保持増進事業費、一目健康診査費、十三節委託料二百八十万円につきましては、後期高齢者の健康診査委託料の追加であります。

基本健診及び心電図等の受診者数を前年度の決算等により四百五十名を見込んでおりましたが、予測を上回る伸びとなり三百名を追加し、その経費を計上するものであります。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

同ページ、四ページの上欄を御覧ください。

四款繰越金、一項繰越金で、前年度繰越金二百八十万円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十三、議第七十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十四号、平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第七十四号、平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

別冊にございます水道事業会計補正予算書（第一号）の一ページを御覧願います。

今回の補正は第二条にございます平成二十三年度五條市水道事業会計予算、収益的収入及び支出の支出におきまして、第一款水道事業費用、第一項営業費用五百五十九万四千円の増額で水道事業費用合計額は七億二千五百九万四千円となります。

概要説明につきましては、恐れ入りますが六ページの説明書をお開き願います。

支出の部、一款水道事業費用、一項営業費用、五目総係費、節区分二手当てにつきまして、時間外勤務等取扱要領に基づいて七百四万八千円の増額補正対応を行うもので、また七節旅費では、先の東日本大震災の被災地に応急給水活動支援で派遣いたしました職員の旅費等を補うものであります。

なお、人事異動に伴います給料、手当、法定福利費の減額分を差し引いた補正予算の合計額は五百五十九万四千円となっております。

以下の明細書等の説明は省略させていただきます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十四、昨日提出されました議第七十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七十五号、五條市税条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第七十五号、五條市税条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の被災者に対応するため、住民税に係る雑損控除の特例を定めておりましたが、平成二十三年十二月二日付けで地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、本市の市税条例の一部を改正する必要がありますが、今定例会において追加議案として提出させていただき、市税条例の一部を改正しようとするものであります。

追加議案書の二ページを御覧ください。

附則第十九条の十二の改正内容といたしましては、東日本大震災で被災した資産の損失金額について、納税義務者の選択に応じて平成二十二年中に生じた損失として住民税の申告に雑損控除として計上することができると規定されております。

今回の改正において、雑損控除の対象に含まれる損失のうち、居住するための復興・復旧に係る支出、いわゆる「損失対象金額」を、平成二十二年中に生じた損失として申告に計上できる範囲を明確にするため、「申告書を提出する日の前日までに支出したものに限り」とし、控除対象の期日を規

定するとともに、二十四年度以降の損失対象額の控除の取扱いを損失が生じた年の翌年度に適用する規定をしたものであります。

また、今回の改正に伴う文言の整理と一部改正することにより不要となる第二項、第四項を削除するものであります。

第十九条の十三は、住宅ローン控除の適用を受けていた家屋が大震災の被害で居住ができなくなっても、住宅ローン控除の適用期間内であった場合、「東日本大震災の被災者に係る国税関連法律の臨時特例に関する法律」の規定に基づき所得税及び住民税の控除を受けることができるとしております。附則につきましては、公布の日から施行することとし、附則第十九条の十三の規定は、平成二十四年一月一日から施行することとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第十五、昨日提出されました議第七十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第七十六号、工事請負契約の締結について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十六号、工事請負契約の締結につきまして提案理由の御説明を申し上げます。
議案書四ページを御覧いただきたいと存じます。

契約の目的は、五條小学校屋内運動場新築工事であり、契約の方法は、総合評価落札方式一般競争入札で、設計金額は消費税抜きで五億一千七百五十万円でございます。

また、本入札の落札金額は、四億四千九百六十一万四千円であり、契約金額は消費税込みで四億七千二百九万四千七百円、契約の相手方は、田原・中和・本迫特定建設工事共同企業体代表者 株式会社田原建設 代表取締役 高井一男でございます。

請負率は八六・八パーセントでございます。

本入札の参加資格は、五條市建設工事等競争入札参加資格のうち、建築一式工事の資格を有する建設業者三者で構成される特定建設工事共同企業体で、共同企業体の代表者は市内に本店を有する者で建築一式工事A等級、代表者以外の構成員の一人が、県内に本店を有し、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が九百点以上である者、それ以外の構成員として市内に本店を有する者で建築一式工事B等級の者という条件の下、九月二十八日に公告し、十一月七日の提出期限に三共同企業体が入札に参加し、十一月二十九日に入札が行われ、その結果につきましては、次のとおりでございます。

なお、金額につきましては消費税抜きとなっております。

まず、田原・中和・本迫特定建設工事共同企業体代表者株式会社田原建設、金額四億四千九百六十一万四千円、技術評価点二一九・三〇点でございます。

次に、キタムラ・ゴセケン・松田産業特定建設工事共同企業体代表者株式会社キタムラ、金額が四億四千九百六十一万四千円、技術評価点二一六・二二点でございます。

秋本・ヒロタ・坂田特定建設工事共同企業体代表者秋本建設株式会社、金額が四億四千九百六十一万四千円、技術評価点二一〇・八〇点でございます。

落札者決定に当たっては、三者とも同額ですので、技術評価点の一番高い者が落札者となります。

この工事は、五條小学校の屋内運動場新築工事で構造は鉄筋コンクリート一部鉄骨造二階建てで、一階床面積一、〇四八・三四平米、二階床面積一、一一七・九三平米となっております。

工事概要は、建築工事一式、五〇キロワットの太陽光発電設備等の電気設備工事一式及び緊急給水システム等の機械設備工事一式となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から十五日まで休会とし、次回十六日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十六分散会